

令和8年版

山口県景観白書

山 口 県

は じ め に

私たちのふるさと山口県は、三方に広がる海や秋吉台のカルスト台地に代表される多彩で豊かな自然環境をはじめとして、歴史的な建造物やまちなみ、培われてきた伝統文化など、多くの良好な景観に恵まれています。

これらの景観は、私たちの先人の営みの中で、長い時間をかけて育まれ、受け継がれてきたものであり、県民共有のかけがえのない財産であるとともに、本県を訪れる多くの方々にとっても魅力的な観光資源となっています。

一方、こうした良好な景観は、意識せずに何もしなければ失われてしまうものであり、また、一度失われた景観の回復には、長い時間と多くの労力を要します。現在の良好な景観を大切に守り、価値を高めて次の世代に引き継ぐことが重要であることから、私たち一人ひとりが行動し、地域全体での取組につなげていく必要があります。

このため、県では、「山口県景観条例」を制定し、良好な景観形成についての基本理念を明らかにするとともに、「山口県景観形成基本方針」に沿って、人づくりやネットワークづくりなど、良好な景観形成に関する諸施策を、総合的かつ計画的に推進しています。

また、景観行政団体である県内19市町では、様々な景観施策に取り組んでいます。例えば、岩国市では、令和7年12月23日に「岩国市屋外広告物等に関する条例」（令和8年7月1日施行）が制定され、歴史的・文化的な景観の保全が図られています。加えて、美祢市では、貴重な自然遺産の保全や教育・観光への活用に向けた取組が進められる中、令和8年4月23日に「Mine 秋吉台ジオパーク」が県内初となるユネスコ世界ジオパークに認定されました。

私は、今後とも県内の市町と連携しながら、本県の良好な景観を守り、育て、活用することで「美しいやまぐちづくり」を積極的に進めるとともに、地域の活性化や産業・観光振興を促し、県づくりの基本目標である「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現につなげていきたいと考えています。

この白書は、本県における景観形成についての現状と課題、並びに景観形成の推進に向けた施策などを取りまとめたものです。

どうか、皆様には、本書を通じて、これまで以上に山口県の景観に関心を持ち、そして、景観形成のための取組に積極的に参加されますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年(2026年)10月

山口県知事
村岡 嗣政



目 次

第1部 景観形成の現状

1 県土の景観の現状	1
(1) 山口県の景観の素地	1
(2) 山口県で育てられてきた景観	3
2 景観形成に関する課題	5
(1) 生活の営みの景観	5
(2) 生活環境の景観	5
(3) 歴史的な景観	6
(4) 自然の景観	6
3 景観形成の推進体制等	6
(1) 景観法の運用	6
(2) 山口県景観条例の制定等	7
(3) 景観形成に関する推進体制の整備	10
(4) 市町の景観形成に関する取組状況	10
(5) 国の景観形成に関する取組状況	11

第2部 山口県における景観形成の施策の方向性

◆山口県景観形成基本方針	13
--------------	----

第3部 令和7年度における景観形成関連施策（実績）

1 令和7年度の景観形成関連主要事業の実施結果	16
2 景観形成関連主要事業（施策体系別）	16
(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり	16
(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり	17
(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり	18
(4) 個性豊かな地域景観づくり	20
(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり	20
3 景観形成の推進に向けた取組状況	22
(1) 山口県景観アドバイザー登録制度	22
(2) 山口県景観サポーター制度	22
(3) 景観学習	22

第4部 令和8年度における景観形成関連施策（計画）

1 令和8年度の景観形成関連主要事業の予算	23
2 景観形成関連主要事業（施策体系別）	23

(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり	23
(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり	24
(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり	25
(4) 個性豊かな地域景観づくり	27
(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり	28

第5部 資料編

◆山口県景観条例	29
◆山口県景観形成推進協議会設置要綱	31
◆山口県景観形成市町連絡会議設置要綱	33
◆山口県景観アドバイザー登録制度要綱	34
◆山口県景観アドバイザー登録リスト	36
◆山口県景観サポーター制度要綱	37

第 1 部 景観形成の現状

第1部 景観形成の現状

1 県土の景観の現状

(1) 山口県の景観の素地

本州の西端に位置する山口県は、県土面積は約 6,100km²、三方が海に開かれ、中央部を東西に中国山地が走り、大きく、「瀬戸内海沿岸地域」、「内陸山間地域」、「日本海沿岸地域」の三つの地域に分けられます。

これら三地域は、それぞれ特性を異にしていますが、気候は概して温暖であり、全体として住みよい県と言われています。



元乃隅神社（長門市）



一の坂川（山口市）



万倉の大岩郷（美祢市）



笠戸島の夕日（下松市）

約 1,500km に及ぶ長い海岸線を持つ本県の海は、国立公園に指定された穏やかな多島美

の瀬戸内海と、北長門海岸国定公園に代表される荒々しい侵食海岸美の日本海という異なった表情を持ち、北と南で鮮やかなコントラストを見せてくれます。また、沿岸・沖合域に、約 400 の島々が点在し、このうち 21 の離島に人が住み、生活の場となっています。

中国山地の西の端に位置する緑豊かな山々は、そのふところに、我が国最大のカルスト台地と鍾乳洞を持つ秋吉台国定公園、原生林と溪谷美の西中国山地国定公園などの景勝地を抱き、四季折々に変化に富んだ顔を見せてくれます。県土面積の約 7 割が森林ですが、本県の山の多くは高くも険しくありません。その大半は暮らしの身近にあり、古くから人との関わりが深く、アカマツ、コナラなどの雑木林や二次林からなる里山と呼ばれている山々です。また、河川は流れが急で、長さの短い河川が数多くあることが特徴です。



長門湯本温泉（長門市）



防府天満宮御神幸祭（防府市）

多彩で豊かな自然に恵まれた本県は、中小都市が分散する都市構造もあつて都市と農山漁村が近接し、整備された交通網と相まって非常に住み良い住環境が形成されています。

瀬戸内臨海部を中心に基礎素材型工業をはじめとする多彩な企業群が集積しているとともに、水産加工業などの特色ある地場産業関連企業も集積しています。また、第一次産業においても、地域の特性を生かした農産物、内海や外海の豊かな魚介類に恵まれています。



徳山駅前（周南市）



錦帯橋（岩国市）

古くから大陸、九州への門戸であり、さらに、都に続く瀬戸内海路や山陽道の起点という国内外の交流の重要な拠点でもあったことから、日本史の舞台に幾度となく登場する本県は、進取の気風に富み、人づくりを重んじる教育風土があると言われています。

これらの特徴が、山口県で育てられてきた景観の素地となっています。

(2) 山口県で育てられてきた景観

①生活の営みの景観

古くから、人々の生活の営みの中で、四季の歌が詠われ、季節の変化に鋭敏で風流な感性が育てられてきました。

また、近年では、人々の生活を通じて、自然と関わり合う中で形成された「文化的景観」が注目され、生活の営みの景観として守られるようになりました。

○春の花見、秋の紅葉狩りの景観

各地で春の訪れを祝う習慣としての花見の景観や、秋を代表する紅葉狩りの景観などが育てられています。

○国見の景観

古来より、生活の営みとして、高いところから自分の住んでいる場所を眺め、その景観を愛でる歌が多く残っています。自然と一体となったまちを眺め、自分の住んでいる場所に関心を持つことが、景観の見方になっていたと考えられています。県内にも、そのような場所が各地に多く残っており、国見の景観として育てられ、現在では眺望を楽しむために視点場（景観を眺め楽しむ場所）としての整備も進んでいます。

○祭礼の景観

生活の習わしとして行われてきた、豊作や大漁を願う祭りや、神社を中心に種々の祭りが各地で行われています。これらは古くから引き継がれており、現在でも地域を特徴付ける祭礼の景観として継承されています。

○文化的景観

1992年に導入された世界遺産の一概念が「文化的景観」です。日本でも、稲作などの「農林水産業に関連する文化的景観」が注目されるようになり、平成17年度には文化財保護法による保全の仕組みが整備されました。

②生活環境の景観

1970年代から80年代には、公害問題等を背景に、自然保護や、緑化の推進、親しめる水辺の再生など、生活環境の景観への関心が高まりました。

また、都市景観、橋梁などの大規模構造物の景観、街路の景観など、多様で身近な景観の物的整備への関心も高くなっています。

○自然と調和した農山漁村景観

多彩で豊かな自然の中で津々浦々から奥深い山間まで多くの集落が形成され、特色ある赤瓦の民家等は、自然と一体となった景観を形成し、人々の心にやすらぎと愉しさを与える景観として育てられています。

○都市景観

分散型の県域構造の下、個々の都市特性を活かした交流・連携による都市づくりが行われ、各地に快適でにぎわいのある都市景観が整備されています。

○大規模構造物の景観

大規模構造物の中でも関門橋や角島大橋のような橋梁の景観は、海峡を行き交う船や沿岸の自然環境とも調和して、見る位置や天候・時刻などによって様々な表情を見せ、山口県の特徴の一つである海峡・沿岸景観の一部として育てられています。

○道路の景観

山口市のパークロードでは、歩道に多くの植栽が施され良好な景観として地域に親しまれているなど、県内各地にも良好な道路景観が整備されています。

③歴史的な景観

江戸時代には、城下町では、長塀が続く箇所長屋を建てアクセントを付けるなど、町の景観に対する取組が行われてきました。また、街道沿いの町家においても、表向きに相応な普請を行うことや、掃除をすること、樹木をみだりに伐採しないことなど、城下町や街道筋の景観整備に気を配り、先人達がまちなみの景観を守ってきました。

このような昔からのまちなみや、宿場町、門前町などが県内には多く残されており、各地で歴史的な景観として保全されています。

○宿場町・門前町の景観

萩往還、赤間関街道（中道筋）、山陽道等の旧街道沿いでは、宿場町等の面影を残すまちなみの景観が守られています。

○歴史的なまちなみなどの景観

1970 年以降、身近な歴史的環境の保全への関心が高まり、県内でも、萩市や柳井市で国の重要伝統的建造物群保存地区が選定されるなど、地域に親しまれ、次世代に引き継ぐべき景観が保全されています。

平成 27 年には、萩反射炉など萩市内の 5 資産が、人類が共有すべき顕著な普遍的価値を有する資産である、「世界遺産」に登録されています。

○近代化の景観

明治以降、洋館や鉄道など文明開化・近代化を象徴する景観がつくられるようになりました。県内でも明治・大正期に建設された施設などの保存運動が見られ、近代化の景観として守られています。

④自然の景観

○五感で感じる自然の景観

あたかも自然が語りかけているような趣を連想させる、巨木、瀬・渕など、神話や童話に出てくるような自然物には、五感で感じることでできる景観が残っています。

県内でも、巨木や奇岩などが各地に多く存在し、天然記念物等として指定・保存され、五感で感じる自然の景観として守られています。

○崇高な自然の景観

昭和初期からは、崇高な自然の一部が自然公園制度などにより保護されるようになりました。県内では、昭和 9 年に、瀬戸内海の美しい景観が瀬戸内海国立公園として指定されたことに続き、昭和 30 年以降、秋吉台の起伏に富んだ壮大なカルスト台地、日本海の屈曲に富んだ海食景観、中国山地の西部の冠山山地とその周辺にある溪谷群が国定公園に指定され、崇高な自然の景観として保全されています。

また、学術的に貴重で、その土地の成り立ちを象徴する地形や地質を保護しながら、教育や持続可能な地域の開発への活用を行う「ジオパーク」の活動が始まっています。県内では、平成 27 年に美祢市の「Mine 秋吉台ジオパーク」が、平成 30 年には萩市、阿武町、山口市阿東地域で構成する「萩ジオパーク」が日本ジオパークに認定され、令和 8 年には「Mine 秋吉台ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定されています。

そのほかにも、身近な緑豊かな里山など、地域の住民にとって重要な自然の景観が守られています。

2 景観形成に関する課題

(1) 生活の営みの景観

①過疎化等による営みの持続の困難

古くから各地域で育てられてきた祭り等の生活の営みの景観も、過疎化等により継続が困難となってきた地域が見られます。

②モラルの低下・意識の低下による景観阻害

公共空間でのごみの投棄、放置自転車、違法駐車など、人々のモラルを問われる行為により、地域の景観が損なわれている事例が見られます。これらは、景観に関する意識の低さを表す一例であり、良好な景観の阻害要因の一つとなっています。

日常の景観を当たり前と感じ、何も行動しないのではなく、当たり前の景観が日常の愛着のある景観であるということを再認識し、地域の景観を感じ活躍する山口県人を育てていかなければなりません。

また、これらの日常の生活の中にある景観に、さらに現在の魅力を加え、次代に継承していくための営みを継続していくことが重要です。

(2) 生活環境の景観

①無秩序な土地利用による景観破壊

都市及びその周辺部における、様々な形態・色彩の建築物による都市景観の混乱や、無秩序な虫食い状態の土地利用等による、都市周辺部の自然景観の破壊が一部で見られます。

②沿道等の景観の混乱

都市郊外、都市間を結ぶ幹線道路沿い等において、周囲と調和しない規模、色彩の建築物や屋外広告物等が見られます。また、住宅や商業施設等が混在する既成市街地においても景観への配慮を欠いている事例が見られます。これらについては、個々の建築物等の持つ潤いや楽しさ、美しさの演出や周辺との調和等、様々な工夫や規制誘導を積み重ね、地域と調和した個性豊かな景観へ向上させていく必要があります。

③都市景観の画一化

都市では、経済性や効率性、機能性を重視し、美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観や、没個性・画一的な景観等が見られるようになってきています。

④美しい田園景観の喪失

良好な赤瓦集落の景観をなす地域においても、周辺と調和しない建物の建築や、過疎化・高齢化による耕作放棄地等の増加など美しい田園景観を失っている事例が見られます。これら里山や田園景観などを、自然豊かな山口県を特徴付ける重要な景観として守り、育てていくことが重要です。

⑤公共施設による地域の景観阻害

公共事業において整備された大規模構造物などでは、地域の景観や環境に配慮する一定の取組は見られるものの、一部においては地域の景観の阻害要因になる事例も見られます。

⑥視点場となる公共施設の景観配慮不足

景観を眺めることができる視点場となるべき道路や鉄道沿線では、屋外広告物が乱立し、

景観の乱れが生じている地域があります。また、良好な景観を感じるための視点場としての回遊性や滞留性への配慮が不足している事例も見られます。

(3) 歴史的な景観

○歴史的景観資源の喪失及び周辺の景観破壊

人々がなつかしさを覚える古いまちなみには、伝統文化とのつながりや歴史の重みがあります。歴史との接点となるこうしたまちなみを、次の世代に継承する必要があります。

歴史・文化的な景観は、地域の個性を特徴付ける貴重な景観資源であり、観光資源として交流人口の増加に寄与し、地域の活性化に役立つものとして保全、活用していかなければなりません。

(4) 自然の景観

○自然豊かな里山景観や都市の背景をなす緑の保全

豊かで美しい自然景観が見られる一方で、森林を取り巻く社会環境の変化等から、山を竹林が覆い、景観のみならず環境までもが変化している現象など、都市の背景となる緑の屏風の喪失、無秩序な掘削行為等による多島海景観の喪失などが課題となっています。

自然豊かな里山景観などは、人々の生活の営みが伴ってこそ存続し、保全されるものであり、景観資源を守る意識の希薄化も、その一つの原因となっています。

3 景観形成の推進体制等

(1) 景観法の運用

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等について定める景観についての総合的な法律です。

①景観行政団体

景観行政団体とは、景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画を策定することができます。

都道府県・政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体になります。その他の市町村は都道府県と協議をして、都道府県に代わって、景観行政団体になることができます。

県内では、13市6町全てが景観行政団体となっています。

②景観計画

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

県内では、11市が景観計画を策定しています（令和8年6月末現在）。

③景観重要建造物

景観計画区域内において、外観の優れた建造物を保全するため、景観行政団体の長が良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として指定することができます。

県内では、下関市が1件、宇部市が1件、萩市が6件、岩国市が28件の建造物を指定しています（令和8年6月末現在）。

④景観重要樹木

景観計画区域内において、外観の優れた樹木を保全するため、景観行政団体の長が良好な景観の形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定することができます。

県内では、現在指定はありません。

(2) 山口県景観条例の制定等

①「山口県景観ビジョン」の策定（平成17年3月策定）

「山口県景観ビジョン」は、広域的な観点から県土全体を対象にして、景観形成の目標を定め、山口県における「美しいまちづくり」を継続的に推進するための「基本方針」及び「景観施策の展開方向」を示すものです。

山口県における美しいまちづくりのスタートラインとして、景観法の基本理念を踏まえながら、他の各種計画と連携・調整した景観施策に取り組みます。

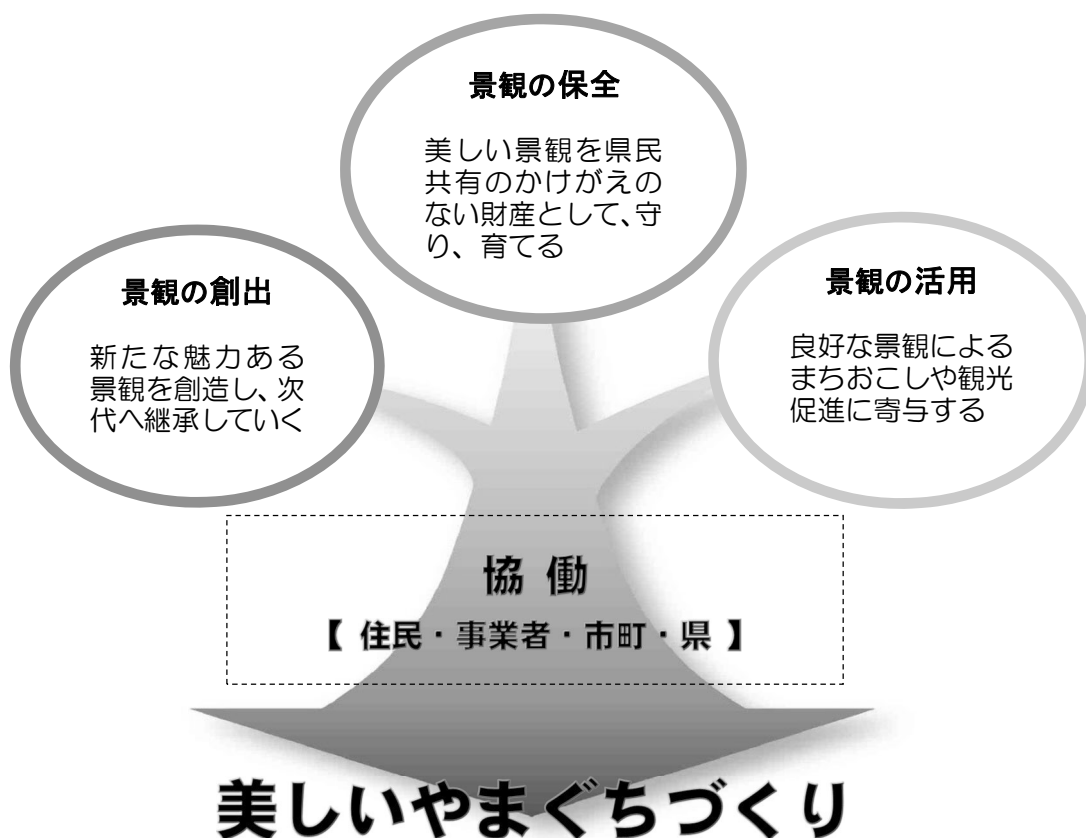
また、市町における景観法に基づく景観計画策定など、景観施策の取組への誘導・支援を行うとともに、住民の生活の営みに関する景観を重視し、山口県での優れた人を育むためのビジョンとします。

【内容】ア やまぐちの景観

イ 美しいやまぐちづくり

ウ 美しいやまぐちづくりの進め方

「美しいやまぐちづくり」とは、良好な景観の形成の目標に向けて、県民一人ひとりが地域の良好な景観に気付き（再発見し）、景観として感じ取り、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を「保全」・「創出」・「活用」しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組むことで、山口県景観ビジョン及び山口県景観形成基本方針で提案しています。



②「山口県景観条例」の制定（平成18年3月22日公布、同年4月1日施行）

景観の意義及び重要性並びに良好な景観を形成する上での基本的な考え方を七つの基本理念に示すとともに、県として取り組む施策の基本的事項を明らかにするために制定しました。

【内容】ア 基本理念

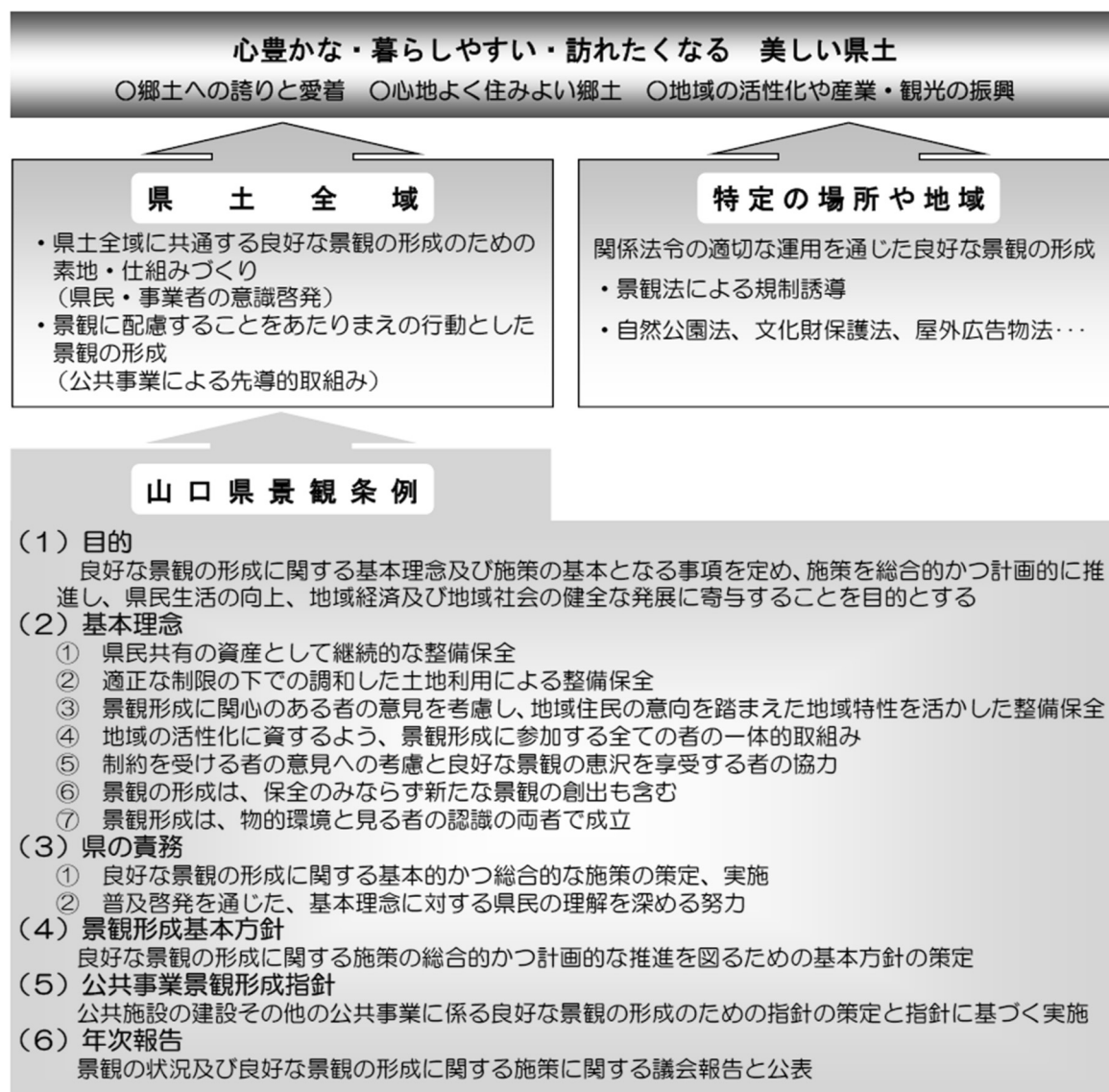
イ 県の責務

ウ 基本方針

エ 公共事業の実施に関する指針

オ 年次報告

※山口県景観条例の仕組み



③「山口県景観形成基本方針」の策定（平成19年1月策定）

山口県景観条例の理念に基づき、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第4条の規定により、山口県景観形成基本方針を策定しました。

【内容】ア 良好な景観の形成の目標に関する事項

イ 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

ウ 良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項（「第2部 山口県における景観形成の施策の方向性」参照）

④「山口県公共事業景観形成ガイドライン」の策定（平成19年3月策定）

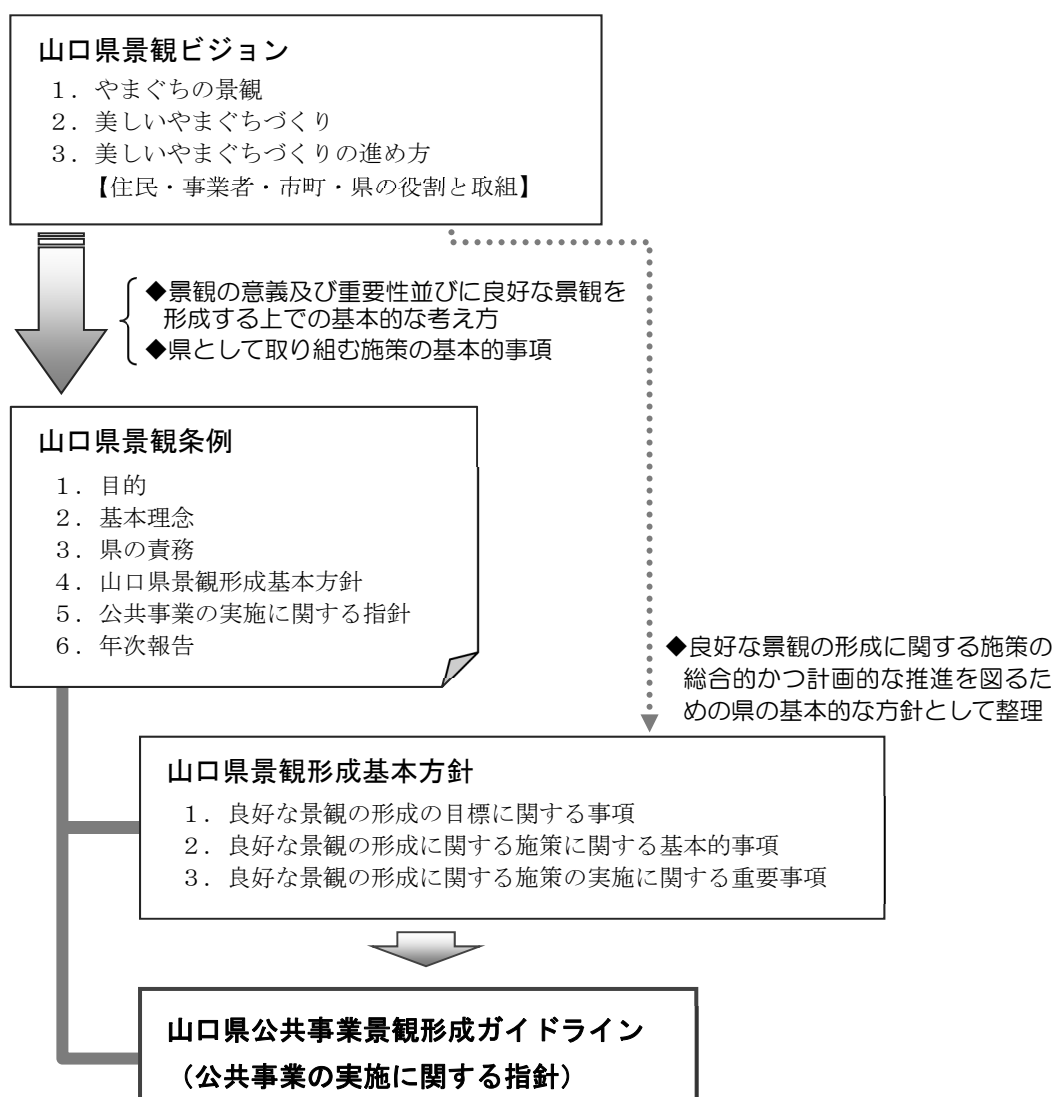
山口県景観条例第5条の規定に基づき、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成を図るための指針として策定しました。

良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくりを推進するため、“県民に親しまれる文化の薫り高い公共空間づくり”を目標に掲げ、地域の良好な景観の形成を先導する役割を踏まえた公共事業に取り組むこととしています。

【内容】ア 適用の範囲等

- イ 公共事業における良好な景観の形成の目標
- ウ 公共事業の実施における基本姿勢
- エ 公共事業の実施における基本的事項

《概要図》



(3) 景観形成に関する推進体制の整備

①山口県景観形成推進協議会

庁内関係 36 課（室）により、施策の実施、情報交換に関する事務に横断的に取り組むことを目的に開催しています。

②山口県景観形成市町連絡会議

景観形成に関する施策の研究、知識の普及啓発について市町の景観担当部局と緊密な連携を図ることを目的に開催しています。

(4) 市町の景観形成に関する取組状況（令和 8 年 6 月末現在）

①景観行政団体への移行及び景観計画の策定等の状況

県内では、13 市 6 町全てが景観法に基づく景観行政団体に移行し、このうち 11 市で景観計画を策定しています。

市町名	景観 行政団体 移行日	景観計画				景観 条例の 制定
		策定日	施行日	計画区域	重点区域 等の設定	
下関市	H17. 10. 1	H22. 8. 6	H23. 4. 1	市域全域	有	H22. 9
宇部市	H17. 4. 1	H19. 2. 1	H19. 4. 1	中心市街地周辺等 約 233ha	有	—
山口市	H18. 5. 1	H25. 3. 21	H25. 4. 1 (一部 H25. 7. 1)	市域全域	有	H25. 3
萩 市	H17. 3. 3 (旧萩市)	H19. 10. 26	H19. 12. 1	市域全域	有	H19. 6
防府市	H20. 4. 1	H24. 4. 23	H24. 5. 1 (一部 H25. 6. 1)	市域全域	—	H24. 12
下松市	H20. 10. 1	H24. 10. 25	H24. 10. 25 (一部 H25. 4. 1)	市域全域	—	H24. 12
岩国市	H19. 6. 1	H24. 11. 1	H25. 4. 1	市域全域	有	H24. 12
光 市	H17. 6. 1	H26. 2. 12	H26. 10. 1	市域全域	—	H26. 1
長門市	H28. 4. 1	H29. 3. 21 (H31. 3. 22)	H29. 4. 1 (H31. 4. 1)	湯本地区 304ha (市域全域)	有	H31. 3
柳井市	H20. 4. 1	H24. 3. 27	H24. 3. 27 (一部 H24. 9. 28)	市域全域	有	H23. 6
美祢市	H29. 4. 1	—	—	—	—	—
周南市	H21. 3. 30	H23. 8. 1	H23. 8. 1 (一部 H24. 4. 1 及び H24. 10. 1)	市域全域	有	H24. 3
山陽小野田市	H30. 4. 1	—	—	—	—	—
周防大島町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
和木町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
上関町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
田布施町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
平生町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
阿武町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—

②景観重要建造物の指定状況

景観法に基づき、下関市が1件、宇部市が1件、萩市が6件、岩国市が28件指定しています。

③景観重要樹木の指定状況

現在指定はありません。

④伝統的建造物群保存地区条例の制定

萩市（昭和51年(旧萩市)）及び柳井市（昭和59年(旧柳井市)）が制定しています。

⑤歴史的風致維持向上計画の認定

萩市が平成21年（第1期）及び平成31年（第2期）に、岩国市が令和6年（第1期）に、国土交通省、文部科学省、農林水産省から認定されています。

⑥重要文化的景観の選定

岩国市の「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」が令和3年に文部科学省から選定されています。

⑦自主条例制定及び任意計画等策定の状況

○下関市

- ・関門景観条例（平成13年旧下関市により制定）

下関市と福岡県北九州市により、関門海峡全体の景観形成と保全を行うために制定された条例。全国で初めて、県域を越えて同一名称・同一条文の条例を同時に制定。

- ・関門景観基本構想（平成14年旧下関市により策定）
- ・下関市夜間景観形成基本方針（平成18年策定）
- ・下関市景観基本計画（平成20年策定）

○宇部市

- ・宇部市都市景観形成基本計画（平成4年策定）

○山口市

- ・山口市景観形成基本方針（平成24年策定）

○萩市

- ・萩市屋外広告物等に関する条例（平成20年制定）

○岩国市

- ・岩国市景観ビジョン（平成22年策定）
- ・岩国市屋外広告物等に関する条例（令和7年制定）

○長門市

- ・長門市棚田保護条例（平成16年旧油谷町により制定）

⑧景観整備機構の指定状況

周南市が平成31年2月に、山口市が令和6年6月に、一般社団法人山口県建築士会を各市の景観整備機構に指定しています。

(5) 国の景観形成に関する取組状況

①「美しい国づくり政策大綱」（平成15年7月）

国土を国民一人ひとりの資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に策定されました。

②各事業の景観形成ガイドラインの策定状況

- 「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」（平成24年3月）

- 「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」（平成 16 年 6 月）
- 「港湾景観形成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）
- 「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）
- 「道路デザイン指針」（平成 29 年 10 月）
- 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成 29 年 10 月）
- 「海岸景観形成ガイドライン」（平成 18 年 1 月）
- 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（平成 18 年 10 月）
- 「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」（平成 19 年 2 月）
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（平成 23 年 6 月）

③「景観の日」

景観法の全面施行日である平成 17 年 6 月 1 日に開催された「日本の景観を良くする国民大会」の大会決議において、「毎年 6 月 1 日を「景観の日」とし、引き続き美しく風格ある景観づくりを国民運動として推進する」ことが提唱されたことを踏まえ、景観法を所管する国土交通省、農林水産省及び環境省において、景観法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的に、新たに 6 月 1 日が「景観の日」と定められました。

④「都市景観の日」

快適な都市環境に対する関心の高まりを受け、良好な都市景観の形成に対する国民や企業の意識の向上を目的に、平成 2 年に建設省（当時）によって、10 月 4 日が「都市景観の日」として定められました。

⑤景観農業振興地域整備計画（農林水産省）

景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものです。

⑥文化的景観の保護制度（文化庁）

都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし特に重要なものを国が「重要文化的景観」として選定し、保護、保存活用に対する助成などを行っています。

⑦「明日の日本を支える観光ビジョン」（観光庁）

「世界が訪れたい日本」を目指す、「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、平成 28 年 3 月 30 日、「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定されました。このビジョンでは、地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」する取組を強力に進め、令和 2 年 7 月、観光立国推進会議で決定された「観光ビジョン実現プログラム 2020」では、主要な観光地における景観計画等の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進するとされています。

⑧観光立国推進基本計画（観光庁）

観光が地域経済・日本経済の発展をリードする戦略産業であるとの認識のもと、日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させていく観光の実現に向けて、「観光の持続的な発展」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」、「観光と交通・まちづくりとの連携強化」、「新技術の活用・本格展開」を施策の方向性として、観光政策を推進することとされています。

第 2 部 山口県における景観形成 の施策の方向性

第2部 山口県における景観形成の施策の方向性

山口県では、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、山口県景観条例（平成18年山口県条例第5号）の理念に基づき、同条例第4条の規定により、平成19年1月、「山口県景観形成基本方針」として、以下の事項について定め、これに沿って施策を進めることとしています。

◆山口県景観形成基本方針

第1 良好な景観の形成の目標に関する事項

本方針においては、「心豊かな山口県」、「暮らしやすい山口県」及び「訪れたい山口県」の三つの山口県像の実現に資する良好な景観の形成に関する目標を次のとおりとします。

- 1 県民一人ひとりが、心地よい景観を感じる心や地域での景観を共通の資産として認識する心を持てるように、景観への意識を啓発すること。
- 2 地域の景観形成において活躍できる人を育成するとともに、県民一人ひとりが楽しく活動に参加できる環境を整備すること。
- 3 県民一人ひとりが日常の身近な景観に目を向け、身近な景観をかたちづくる生活の営みを継続し、また、地域での祭りや年中行事の活動等を意識することにより、生活の営みを形成できるように支援すること。
- 4 地域の良好な自然景観、歴史的、文化的景観を地域の個性として形成すること。
- 5 周辺との調和や地域らしさの具体化など公共事業における先導的な取組を進めることにより、民間建築活動等を誘導し、良好な景観要素となる公共空間を形成すること。

第2 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

良好な景観の形成の目標に向けて、県民一人ひとりが地域の良好な景観に気づき（再発見し）、景観として感じ取り、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を「保全」・「創出」・「活用」しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組む『美しいやまぐちづくり』を施策として展開します。

1 地域の美しい景観に対する関心づくり

身近な景観に日常から関心を持ち、美しく心地よい景観を、県民一人ひとりが形成していくという意識の啓発が『美しいやまぐちづくり』に欠かせないことから、誰もが地域の身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップやセミナーの開催、景観に関する顕彰制度、心地よいと感じる景観の公募及び各地域における景観形成活動の情報発信等により、地域の美しい景観への関心づくりに取り組みます。

2 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり

- (1) 人、心、景観資源が循環する持続可能な『美しいやまぐちづくり』には、景観を感じることができる人づくりが重要なことから、景観の専門家である「山口県景観アドバイザー」や景観形成活動を実践する「山口県景観サポーター」を育成するとともに、そのネットワークづくりや地域景観ワークショップの開催等により、県民が景観形成の活動に参加できる環境整備に取り組みます。

(2) 次代を担う子どもたちが、幼いころから景観に関心を持ち、美意識や豊かな感性を養う多様な機会が得られるよう、学校や地域社会において、地域の身近な景観に関する学習教材の作成や景観に関する学習プログラム等により、『美しいやまぐちづくり』に向けた教育や学習機会の提供に取り組めます。

3 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり

(1) 地域の景観は、人々の生活が形となって現れたものであり、県民一人ひとりが地域の景観を意識することや、マナーの向上を図るとともに、日常の営みや祭りなどの年中行事の持続等により地域の景観を形成していくことが大切であることから、地域の実情を踏まえたまちなみや棚田の保全活動、里山整備活動等、生活の営みの持続に向けた取組を支援します。

(2) 県民一人ひとりが心地よい景観の中で暮らし、身近で心地よく感じる景観を形成することが、他の地域から訪れる者にとっても魅力的であり、こうした景観を守り、育てることが、おもてなしともなることから、「山口県景観サポーター」や「山口県景観アドバイザー」等による心地よいと感じる景観の再発見や景観資源のデータベースの活用・情報の発信等により、観光資源としての活用にも取り組めます。

4 個性豊かな地域景観づくり

山口県の顔を形づくる上では、地域を映し出す鏡となる景観を「保全」・「創出」・「活用」することが重要であり、建造物やそれらの集合体でもあるまちなみ並びにその周辺における行為を誘導・規制していかななくてはならないことから、「山口県景観アドバイザー」の派遣等により、市町が景観法に基づいて取り組む景観計画の策定や住民と一体となって進める景観形成等を支援します。

5 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

公共施設は、地域の公共空間を構成する重要な要素であり、また、公共事業による景観形成は、民間建築活動等に影響を与え、良好な公共空間に導く効果が期待されることから、公共事業景観形成ガイドラインの策定、公共事業における景観評価及び緑化の推進等を通じて先導的に取り組めます。

第3 良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項

1 県の役割

景観の形成においては、地域に最も近い基礎的自治体である市町が中心的役割を担うことが望ましいため、「県全体に共通する景観の素地、仕組みづくり」、「景観に関する意識啓発」、「市町及び住民への支援、広域調整」、「先導的な取組」、「人材育成・教育」を県の役割として施策を推進します。

2 施策実施上の留意事項等

施策の実施に当たっては、特に次の事項に留意するとともに、現在及び将来において県民が良好な景観の恵沢を享受するためには、継続した取組とともに、常に景観を見直す姿勢が必要であることから、必要に応じて施策を見直します。

(1) 県全体に共通する景観の素地、仕組みづくり

景観に関する知識の普及や情報の提供、『美しいやまぐちづくり』を促進するための

ネットワーク化等、県全体に共通する景観の素地、仕組みづくりに努めます。

(2) 市町及び住民への支援、広域調整

市町や住民が行う『美しいやまぐちづくり』を支援し、また、単独の市町では完結しない、山や河川、海岸、道路といった広がりのある景観形成への取組について、必要に応じて、広域的な観点から市町間の調整等に努めます。

(3) 先導的な取組

公共事業による良好な公共空間づくりや地域景観ワークショップのモデル的な実施等、先導的な取組に努めます。

(4) 総合的な取組

『美しいやまぐちづくり』は、総合的な視点から複数の施策を連携させ、推進することが必要であることから、施策の実施においては、各部局の連携した取組に努めます。

(5) 協働による取組

『美しいやまぐちづくり』は、住民、事業者、市町及び県の協働による取組が重要であることから、主体である市町の取組を尊重するとともに、主役である住民及び事業者が参加できる機会を設けることに努めます。

第3部 令和7年度における景観形成 関連施策（実績）

第3部 令和7年度における景観形成関連施策(実績)

1 令和7年度の景観形成関連主要事業の実施結果

「山口県景観ビジョン」に基づく「美しいやまぐちづくり」を推進するため、庁内36課(室)で構成し景観形成に関する施策の実施等を行う「山口県景観形成推進協議会」において、景観形成関連主要事業を35事業に整理しました。

主な事業として、「やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業」、「体感やまぐち地域滞在型交流促進事業」、「中山間・棚田ふるさとの活力創出応援事業」、「「持続可能な文化財」による文化観光推進事業」、「街路事業」等を実施しました。

決算額は、35事業10,847,824千円となっています。

2 景観形成関連主要事業(施策体系別)

本県においては、「山口県景観形成基本方針」に基づく施策体系に沿って次の取組を実施しました。

(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり

環境に対する県民運動の推進等、地域における活動を展開し、身近な景観に日常から関心を持ち、美しく心地よい景観を県民一人ひとりが形成していくという意識の啓発に取り組みました。

◆県事業： 9事業 182,818千円

事業名	事業内容(実績)	決算額(千円)	所管課
やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業	○やまぐち元気生活圏の形成に向け、専門家派遣や外部人材の活用などによる市町や地域への支援体制の強化、普及啓発を行った。	10,289	中山間・地域振興課
2050ゼロカーボン・チャレンジ推進事業	○県民や事業者自らの脱炭素型ライフ・ビジネススタイルや事業活動での地球温暖化対策の取組(ゼロカーボン・チャレンジ)を推進した。	33,242	環境政策課
産業廃棄物適正処理推進事業(不法投棄等監視対策事業)	○監視パトロール班による産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の監視・指導を行った。	34,867	廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物適正処理推進事業(夜間不法投棄監視パトロール事業)	○夜間及び土日における不法投棄の未然防止、早期発見等のため、監視パトロールを実施した。	22,962	廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物適正処理推進事業(不法投棄ホットライン事業)	○不法投棄ホットライン及び不法投棄等連絡監視員による情報収集を行った。	1,705	廃棄物・リサイクル対策課
やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	○住民ボランティアによる清掃活動の支援を通じて漂着ごみの発生抑制に係る気運の醸成を図った。 ○市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理対策への支援に加え、海底ごみの回収・処理体制の確立を支援した。 ○海洋プラスチックごみ等の実態を把握するために、「海岸漂着物実態調査」を実施した。 ○山口県を含む14府県(瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク)が連携し、河川等から瀬戸内海域へのプラごみ流出実態の把握のため、「河川漂流物実態調査」を実施した。	47,481	廃棄物・リサイクル対策課

やまぐち自然環境学習推進事業	○自然解説指導員や自然観察指導員の活用等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を行った。	15,289	自然保護課
生物多様性地域連携促進事業	○民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域について、国の認定制度(「自然共生サイト」)への登録を促進し、多様な主体が協働・連携して生物多様性を保全する体制を構築した。	586	自然保護課
自然公園へGO! ビジターセンターアップデート事業	○秋吉台及び角島のビジターセンターについて、体験学習プログラムの創出や展示施設の更新等により利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進するための整備を行った。	16,397	自然保護課

(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり

県民、事業者、行政等との連携による全県的な環境学習の推進等により、景観を感じることができる人づくりや、県民が景観形成の活動に参加できる環境整備に取り組みました。

◆県事業： 8事業 293,064千円(再掲除く。)

事業名	事業内容(実績)	決算額(千円)	所管課
体感やまぐち地域滞在型交流促進事業	○都市農山漁村の交流拡大に向けて、新たな地域滞在型交流の普及啓発を図るとともに、受入体制の強化、魅力向上に向けた地域の取組を支援した。	4,099	中山間・地域振興課
やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業(再掲)	○やまぐち元気生活圏の形成に向け、専門家派遣や外部人材の活用などによる市町や地域への支援体制の強化、普及啓発を行った。	10,289	中山間・地域振興課
未来へつなぐ! 若者の県民活動促進事業	○若者の県民活動への理解を促進するとともに、県民活動団体や高校・大学等と連携して、参加機会の創出や参加しやすい環境づくりを行い、未来の県民活動を支える若い世代の人材育成を図り、県民活動の裾野を拡大した。	4,534	県民生活課
セミナーパーク管理運営等事業(環境学習関連事業)	○県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材(環境学習指導者)の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進した。 また、県内の自然環境学習拠点施設と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催した。	※指定管理料に含む	環境政策課

きらら浜自然観察公園管理運営事業	○野鳥を中心とする多様な生態系を保全するとともに、野鳥観察、自然観察等による自然保護について、県民の理解を深めるための運営を行い、自然環境学習を推進した。	50,471	自然保護課
やまぐち自然環境学習推進事業(再掲)	○自然解説指導員や自然観察指導員の活用等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を行った。	15,289	自然保護課
生物多様性地域連携促進事業(再掲)	○民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域について、国の認定制度(「自然共生サイト」)への登録を促進し、多様な主体が協働・連携して生物多様性を保全する体制を構築した。	586	自然保護課
生活改善士活動促進事業	○農山漁村で暮らすことの誇りと生きがいを持ち、快適な環境づくりと活力ある農山漁村の振興に資するため、農山漁村の女性リーダーとして役割発揮できる山口県農村・漁村生活改善士を育成した。	959	農林水産政策課
新規農業就業者定着促進事業	○県内外からの新規就農・就業者の確保対策を一層加速化するため、募集から技術研修、就業後の定着までの一貫した支援の強化を図り、集落営農法人等をプラットフォームとし、新規就農・就業者の地域への定着を図った。	153,415	農業振興課
林業の新たな担い手確保強化事業	○地域林業を支える担い手を確保するため、県内外での募集から就職、定着までの対策を実施し、円滑な就業を促進するとともに、副業等を含む多様な林業労働力を確保した。	35,533	森林企画課
やまぐち森林・林業未来維新カレッジ推進事業	○地域林業を支える担い手の確保を図るため、技術習得や労働安全対策等の研修を行った。	44,053	森林企画課

(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり

棚田の保全活動、里山整備活動等の支援等、地域における営みの持続等による地域の景観形成に取り組みました。また、景観資源の情報発信等により、観光資源としての活用にも取り組みました。

◆県事業： 8事業 2,302,179千円(再掲除く。)

事業名	事業内容(実績)	決算額(千円)	所管課
やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業(再掲)	○やまぐち元気生活圏の形成に向け、専門家派遣や外部人材の活用などによる市町や地域への支援体制の強化、普及啓発を行った。	10,289	中山間・地域振興課

やまぐち元気生活圏活力創出事業	○やまぐち元気生活圏の形成地域を対象に、市町や地域が主体的に取り組む地域づくり活動をソフト・ハード両面から支援した。	22,083	中山間・地域振興課
体感やまぐち地域滞在型交流促進事業(再掲)	○都市農山漁村の交流拡大に向けて、新たな地域滞在型交流の普及啓発を図るとともに、受入体制の強化、魅力向上に向けた地域の取組を支援した。	4,099	中山間・地域振興課
やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業(再掲)	○住民ボランティアによる清掃活動の支援を通じて漂着ごみの発生抑制に係る気運の醸成を図った。 ○市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理対策への支援に加え、海底ごみの回収・処理体制の確立を支援した。 ○海洋プラスチックごみ等の実態を把握するために、「海岸漂着物実態調査」を実施した。 ○山口県を含む14府県(瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク)が連携し、河川等から瀬戸内海域へのプラごみ流出実態の把握のため、「河川漂流物実態調査」を実施した。	47,481	廃棄物・リサイクル対策課
秋吉台国定公園管理事業	○「山焼き」による景観管理及び魅力ある公園のPRを実施した。 ・山焼き運営費負担	1,440	自然保護課
「万福の旅」山口DCプロモーション事業	○古地図を片手に城下町や宿場町などの魅力ある景観を散策するガイドウォークの実施のほか、街道を巡る「街道ウォーク」や親子連れなどが気軽に楽しめる「やさしいコース」の拡充等、まち歩きの参加促進によるサステナブルツーリズムの推進を図った。	7,608	観光プロモーション推進室
農村RMO形成支援事業	○中山間地域等において、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動、生活支援活動を実践し、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る農村RMOの形成を支援した。	3,430	農林水産政策課
新規農業就業者定着促進事業(再掲)	○県内外からの新規就農・就業者の確保対策を一層加速化するため、募集から技術研修、就業後の定着までの一貫した支援の強化を図り、集落営農法人等をプラットフォームとし、新規就農・就業者の地域への定着を図った。	153,415	農業振興課
農業農村地域活性化総合対策事業	○農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される農村地域において、農地の維持に必要な共同活動を支援し、農業農村の活力を創出した。	2,241,409	農村整備課

中山間・棚田ふるさとの活力創出応援事業	○農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される中山間地域の活力を創出するため、複数の集落が連携して人材の確保等に取り組む体制づくりを支援した。	8,539	農村整備課
やまぐち森林づくり普及促進事業	○「やまぐち森林づくり県民税」を活用した事業の推進に必要な協議会の開催や、企業等が行う森林づくり活動の支援等を行った。	1,095	森林企画課
やまぐち森林・林業未来維新カレッジ推進事業(再掲)	○地域林業を支える担い手の確保を図るため、技術習得や労働安全対策等の研修を行った。	44,053	森林企画課
森林活力再生事業(里山等整備支援事業)	○県民生活に身近な集落周辺等の荒廃森林について、地域住民等が主体となって森林整備により再生・保全する取組を支援した。	16,575	森林整備課
自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業(再掲)	○秋吉台及び角島のビジターセンターについて、体験学習プログラムの創出や展示施設の更新等により利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進するための整備を行った。	16,397	自然保護課

(4) 個性豊かな地域景観づくり

文化財の保護等による個性豊かな地域づくりへの支援等、市町が住民と一体となって進める景観形成等の支援に取り組みました。

◆県事業：1事業 56,623千円

事業名	事業内容(実績)	決算額(千円)	所管課
「持続可能な文化財」による文化観光推進事業	○文化観光の推進に向け、観光素材として文化財の磨き上げ、環境整備等を行った。 ○国指定文化財の保存、修理、買上げ、活用等を行った。 ○県指定文化財の保存、修理、調査、活用等を行った。 ○世界文化遺産の適正な保存管理・活用を行った。 ○錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組や支援等を行った。	56,623	文化振興課

(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

平成19年3月に策定した公共事業景観形成ガイドラインに基づき、良好な公共空間の形成に向けて取り組みました。

◆県事業:9事業 8,013,140千円

事業名	事業内容(実績)	決算額(千円)	所管課
環境影響評価指導審査事業	○各種開発事業の実施に当たって、環境影響の回避・低減や開発と環境保全との調和を図るため、環境影響評価法及び条例に基づき、事業者が行う環境影響評価について、指導・審査を行った。	1,099	環境政策課
自然公園等施設整備事業	○優れた景観を有する自然公園等の保全や利用促進を図るため、自然公園施設等の改修を計画的に実施した。 ・龍宮の潮吹園地(長門市)	12,809	自然保護課
自然公園へGO!ビジターセンターアップデート事業(再掲)	○秋吉台及び角島のビジターセンターについて、体験学習プログラムの創出や展示施設の更新等により利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進するための整備を行った。	16,397	自然保護課
電線共同溝整備事業	○電線類の地中化により、美しい街並みの形成や防災性の向上を図った。	86,100	道路整備課
街路事業	○都市計画道路の整備を行った。 ・泉町平川線 等	1,243,208	都市計画課
都市公園整備事業	○都市公園の整備を行った。 ・維新百年記念公園 ・山口きらら博記念公園 等	1,295,941	都市計画課
ふるさとの川整備事業	○市町が行うまちづくりと一体となって、良好な水辺空間の形成を治水対策の一環として河川改修事業で実施した。 ・田布施川(総合流域防災事業)	20,811	河川課
県営住宅建設事業	○公営住宅の整備を行った。 ・くし山団地 等	1,182,550	住宅課
県立学校施設整備事業	○県立学校施設の整備を行った。 ・山口農業高校 等	3,923,826	学校運営・施設整備室
駐在所等改築費	○交番・駐在所の整備を行った。 ・美祢署美東交番 等	246,796	警察本部会計課

3 景観形成の推進に向けた取組状況

(1) 山口県景観アドバイザー登録制度

県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成の活動の支援を図るため、良好な景観の保全、創出及び活用について客観的な判断による的確な助言を行う者を山口県景観アドバイザーとして登録し、派遣を行いました。

○令和8年7月1日時点で19名を登録

・専門分野：建築、都市計画、まちづくり、環境デザイン、色彩、造園、森林

○令和7年度派遣実績

・景観学習：1回

(2) 山口県景観サポーター制度

景観に興味を持ち、美しいやまぐちづくりを実践する個人又は団体を山口県景観サポーターとして随時、募集・登録し、県民の景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図るため、必要な情報提供を行いました。

○サポーター（個人・団体）リストの作成

・令和8年3月末までに29の団体と265名の個人を登録

○サポーターへの情報提供（メールマガジン）

・平成18年4月から令和8年3月末までに累計154回配信

(3) 景観学習

将来の山口県を担う子供達に景観に関する学習機会を提供するため、平成19年度から小学校において景観学習副読本を使用した授業を実施し、県内の主な景観等について学習するとともに、山口県景観アドバイザー及び県職員等を派遣して、五感を用いた景観のとらえ方の授業や、校内での景観探し、また、校外で実際に景観を探し、まとめ、発表する学習プログラムを実施しています。

令和7年度は、岩国市立高森小学校及び周防大島町立久賀小学校で景観学習を実施しました。

○令和7年度実績

・対象

岩国市立高森小学校 3年生2クラス

周防大島町立久賀小学校 6年生1クラス

・実施内容

令和7年 6月・10月 県内の主な景観等の学習、校内景観探し、五感を用いた
景観のとらえ方の学習、校外景観探し

第 4 部 令和 8 年度における景観形成 関連施策（計画）

第4部 令和8年度における景観形成関連施策(計画)

1 令和8年度の景観形成関連主要事業の予算

「山口県景観ビジョン」に基づく「美しいやまぐちづくり」を推進するため、庁内36課(室)で構成し景観形成に関する施策の実施等を行う「山口県景観形成推進協議会」において、景観形成関連主要事業を34事業に整理しました。

主な事業として、「やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業」、「体感やまぐち地域滞在型交流促進事業」、「中山間・棚田ふるさとの活力創出応援事業」、「「持続可能な文化財」による文化観光推進事業」、「街路事業」等を実施します。

予算額は、34事業14,798,541千円であり、昨年度から2,345,196千円の増となっています。

2 景観形成関連主要事業(施策体系別)

本県においては、「山口県景観形成基本方針」に基づく施策体系に沿って次の取組を実施します。

(1) 地域の美しい景観に対する関心づくり

環境に対する県民運動の推進等、地域における活動を展開し、身近な景観に日常から関心を持ち、美しく心地よい景観を県民一人ひとりが形成していくという意識の啓発に取り組みます。

◆県事業： 8事業 385,536千円

事業名	事業内容	予算額(千円)	所管課
やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業	○やまぐち元気生活圏の形成に向け、専門家派遣や外部人材の活用などによる市町や地域への支援体制の強化、普及啓発を行う。	10,758	中山間・地域振興課
2050ゼロカーボン・チャレンジ推進事業	○県民や事業者自らの脱炭素型ライフ・ビジネススタイルや事業活動での地球温暖化対策の取組(ゼロカーボン・チャレンジ)を推進する。	38,833	環境政策課
産業廃棄物適正処理強化事業(不法投棄等監視対策事業)	○監視パトロール班による産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の監視・指導を行う。 ○不法投棄ホットライン及び不法投棄等連絡監視員による情報収集を行う。	42,054	廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物適正処理強化事業(夜間不法投棄監視パトロール事業)	○夜間及び土日における不法投棄の未然防止、早期発見等のため、監視パトロールを実施する。	23,020	廃棄物・リサイクル対策課
やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	○住民ボランティアによる清掃活動の支援を通じて漂着ごみの発生抑制に係る気運の醸成を図る。 ○市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理対策への支援に加え、海底ごみの回収・処理体制の確立を支援する。 ○海洋プラスチックごみ等の実態を把握するために、「海岸漂着物実態調査」を実施する。	57,654	廃棄物・リサイクル対策課

やまぐち自然環境学習推進事業	○自然解説指導員や自然観察指導員の活用等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を行う。	177,693	自然保護課
生物多様性地域連携促進事業	○民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域について、国の認定制度(「自然共生サイト」)への登録を促進し、多様な主体が協働・連携して生物多様性を保全する体制を構築する。	890	自然保護課
自然公園へGO!ビジターセンターアップデート事業	○秋吉台及び角島のビジターセンターについて、体験学習プログラムの創出や展示施設の更新等により利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進する。	34,634	自然保護課

(2) 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり

県民、事業者、行政等との連携による全県的な環境学習の推進等により、景観を感じることができる人づくりや、県民が景観形成の活動に参加できる環境整備に取り組みます。

◆県事業： 8事業 736,765千円(再掲除く。)

事業名	事業内容	予算額(千円)	所管課
体感やまぐち地域滞在型交流促進事業	○都市農山漁村の交流拡大に向けて、新たな地域滞在型交流の普及啓発を図るとともに、受入体制の強化、魅力向上に向けた地域の取組を支援する。	4,100	中山間・地域振興課
やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業(再掲)	○やまぐち元気生活圏の形成に向け、専門家派遣や外部人材の活用などによる市町や地域への支援体制の強化、普及啓発を行う。	10,758	中山間・地域振興課
未来へつなぐ!若者の県民活動促進事業	○県民活動団体や高校・大学等と連携して、「協働」による地域課題の解決に向けた取組を推進するとともに、参加機会の創出や参加しやすい環境づくりを行い、未来の県民活動を支える若い世代の人材育成を図り、県民活動の裾野を拡大する。	7,700	県民生活課
セミナーパーク管理運営等事業(環境学習関連事業)	○県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材(環境学習指導者)の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進する。 また、県内の自然環境学習拠点施設と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催する。	※指定管理料に含む	環境政策課

きらら浜自然観察公園管理運営事業	○野鳥を中心とする多様な生態系を保全するとともに、野鳥観察、自然観察等による自然保護について、県民の理解を深めるための運営を行い、自然環境学習を推進する。	71,381	自然保護課
やまぐち自然環境学習推進事業(再掲)	○自然解説指導員や自然観察指導員の活用等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を行う。	177,693	自然保護課
生物多様性地域連携促進事業(再掲)	○民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域について、国の認定制度(「自然共生サイト」)への登録を促進し、多様な主体が協働・連携して生物多様性を保全する体制を構築する。	890	自然保護課
生活改善士活動促進事業	○農山漁村で暮らすことの誇りと生きがいを持ち、快適な環境づくりと活力ある農山漁村の振興に資するため、農山漁村の女性リーダーとして役割発揮できる山口県農村・漁村生活改善士を育成する。	1,814	農林水産政策課
新規農業就業者定着促進事業	○県内外からの新規就農・就業者の確保対策を一層加速化するため、募集から技術研修、就業後の定着までの一貫した支援の強化を図り、集落営農法人等をプラットフォームとし、新規就農・就業者の地域への定着を促進させる。	545,419	農業振興課
林業の新たな担い手確保強化事業	○地域林業を支える担い手を確保するため、県内外での募集から就職、定着までの対策を実施し、円滑な就業を促進するとともに、副業等を含む多様な林業労働力を確保する。	47,224	森林企画課
やまぐち森林・林業未来維新カレッジ推進事業	○地域林業を支える担い手の確保を図るため、技術習得や労働安全対策等の研修を行う。	59,127	森林企画課

(3) 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり

棚田の保全活動、里山整備活動等の支援等、地域における営みの持続等による地域の景観形成に取り組みます。また、景観資源の情報発信等により、観光資源としての活用にも取り組みます。

◆県事業： 8事業 2,681,521千円(再掲除く。)

事業名	事業内容	予算額(千円)	所管課
やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業(再掲)	○やまぐち元気生活圏の形成に向け、専門家派遣や外部人材の活用などによる市町や地域への支援体制の強化、普及啓発を行う。	10,758	中山間・地域振興課

やまぐち元気生活圏活力創出事業	○やまぐち元気生活圏の形成地域を対象に、市町や地域が主体的に取り組む地域づくり活動をソフト・ハード両面から支援する。	60,500	中山間・地域振興課
体感やまぐち地域滞在型交流促進事業(再掲)	○都市農山漁村の交流拡大に向けて、新たな地域滞在型交流の普及啓発を図るとともに、受入体制の強化、魅力向上に向けた地域の取組を支援する。	4,100	中山間・地域振興課
やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業(再掲)	○住民ボランティアによる清掃活動の支援を通じて漂着ごみの発生抑制に係る気運の醸成を図る。 ○市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理対策への支援に加え、海底ごみの回収・処理体制の確立を支援する。 ○海洋プラスチックごみ等の実態を把握するために、「海岸漂着物実態調査」を実施する。	57,654	廃棄物・リサイクル対策課
観光地にぎわい空間創出支援事業	○山口ならではの歴史や文化、自然等に根差した統一された世界観やデザイン、ブランディングに基づく観光空間づくりを支援する。	40,500	観光政策課
「万福の旅」山口DCプロモーション事業	○古地図を片手に城下町や宿場町などの魅力ある景観を散策するガイドウォークの実施のほか、街道を巡る「街道ウォーク」や親子連れなどが気軽に楽しめる「やさしいコース」の拡充等、まち歩きに参加促進によるサステナブルツーリズムの推進を図る。	9,100	観光プロモーション推進室
農村RMO形成支援事業	○中山間地域等において、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動、生活支援活動を実践し、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る農村RMOの形成を支援する。	42,000	農林水産政策課
新規農業就業者定着促進事業(再掲)	○県内外からの新規就農・就業者の確保対策を一層加速化するため、募集から技術研修、就業後の定着までの一貫した支援の強化を図り、集落営農法人等をプラットフォームとし、新規就農・就業者の地域への定着を促進させる。	545,419	農業振興課
農業農村地域活性化総合対策事業	○農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される農村地域において、農地の維持に必要な共同活動を支援し、農業農村の活力を創出する。	2,496,000	農村整備課

中山間・棚田ふるさとの活力創出応援事業	○農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される中山間地域の活力を創出するため、複数の集落が連携して人材の確保等に取り組む体制づくりを支援する。	13,800	農村整備課
やまぐち森林づくり普及促進事業	○「やまぐち森林づくり県民税」を活用した事業の推進に必要な協議会の開催や、企業等が行う森林づくり活動の支援及び森の体験イベント等を行う。	4,621	森林企画課
やまぐち森林・林業未来維新カレッジ推進事業(再掲)	○地域林業を支える担い手の確保を図るため、技術習得や労働安全対策等の研修を行う。	59,127	森林企画課
森林活力再生事業(里山等整備支援事業)	○県民生活に身近な集落周辺等の荒廃森林について、地域住民等が主体となって森林整備により再生・保全する取組を支援する。	15,000	森林整備課
自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業(再掲)	○秋吉台及び角島のビジターセンターについて、体験学習プログラムの創出や展示施設の更新等により利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進する。	34,634	自然保護課

(4) 個性豊かな地域景観づくり

文化財の保護等による個性豊かな地域づくりへの支援等、市町が住民と一体となって進める景観形成等の支援に取り組めます。

◆県事業： 1事業 64,060千円

事業名	事業内容	予算額(千円)	所管課
「持続可能な文化財」による文化観光推進事業	○文化観光の推進に向け、観光素材として文化財の磨き上げ、環境整備等を行う。 ○国指定文化財の保存、修理、買上げ、活用等を行う。 ○県指定文化財の保存、修理、調査、活用等を行う。 ○世界文化遺産の適正な保存管理・活用を行う。 ○錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組や支援等を行う。	64,060	文化振興課

(5) 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

平成19年3月に策定した公共事業景観形成ガイドラインに基づき、良好な公共空間の形成に向けて取り組みます。

◆県事業:9事業 10,930,659千円(再掲除く。)

事業名	事業内容	予算額(千円)	所管課
環境影響評価指導審査事業	○各種開発事業の実施に当たって、環境影響の回避・低減や開発と環境保全との調和を図るため、環境影響評価法及び条例に基づき、事業者が行う環境影響評価について、指導・審査を行う。	2,389	環境政策課
自然公園等施設整備事業	○優れた景観を有する自然公園等の保全や利用促進を図るため、自然公園施設等の改修を計画的に実施する。 ・龍宮の潮吹園地(長門市)	14,000	自然保護課
自然公園へGO!ビジターセンターアップデート事業(再掲)	○秋吉台及び角島のビジターセンターについて、体験学習プログラムの創出や展示施設の更新等により利用者数の増加を図り、自然と人とのふれあいや地域活性化を促進する。	34,634	自然保護課
電線共同溝整備事業	○電線類の地中化により、美しい街並みの形成や防災性の向上を図る。	86,100	道路整備課
街路事業	○都市計画道路の整備を行う。 ・泉町平川線 等	1,193,009	都市計画課
都市公園整備事業	○都市公園の整備を行う。 ・維新百年記念公園 ・山口きらら博記念公園 等	1,780,667	都市計画課
ふるさとの川整備事業	○市町が行うまちづくりと一体となって、良好な水辺空間の形成を治水対策の一環として河川改修事業で実施する。 ・田布施川(総合流域防災事業)	31,500	河川課
県営住宅建設事業	○公営住宅の整備を行う。 ・旗岡団地 等	1,929,566	住宅課
県立学校施設整備事業	○県立学校施設の整備を行う。 ・下関西高校 等	5,741,924	学校運営・施設整備室
駐在所等改築費	○交番・駐在所の整備を行う。 ・防府署牟礼交番 等	151,504	警察本部会計課

第 5 部 資料編

山口県景観条例

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、持続的にその整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。この場合において、良好な景観が県民共通の資産であることにかんがみ、地域住民のみならず、良好な景観の形成について関心を有するすべての者の意見が併せ考慮されなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、事業者、県民その他景観の形成に参加しようとするすべての者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の整備又は保全に当たって、一定の生活様式の維持、定期的な作業の実施その他特定の人の生活についての制約が生ずる場合には、当該制約が生ずることとなる者の意見が十分に考慮されるとともに、当該景観の整備又は保全について、良好な景観の恵沢を享受することとなる者の自主的かつ積極的な協力が得られるよう特に配慮して行われなければならない。

6 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

7 良好な景観の形成は、景観が、それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物又は物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものであることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する県民の理

解を深めるよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 知事は、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 良好な景観の形成の目標に関する事項
- (2) 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項

3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(公共事業の実施に関する指針)

第5条 知事は、基本方針に基づき、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成を図るための指針を定めなければならない。

2 県は、前項の指針に従って、公共事業を実施するものとする。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(年次報告)

第6条 知事は、毎年、県議会に、良好な景観の形成の状況及び良好な景観の形成に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

山口県景観形成推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 山口県景観ビジョンに基づく美しいやまぐちづくりを推進するため、「山口県景観形成推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 景観形成に関する施策の実施、知識の普及、啓発等に関すること。
- (2) 景観形成に関する情報交換に関すること。
- (3) その他景観形成の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進協議会に会長を置き、会長は土木建築部部次長をもって充てる。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門的意見の聴取)

第5条 会長は、推進協議会の所掌事務を適切に推進するために、必要に応じて学識経験者等で組織する機関に意見を聴くものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 推進協議会は、景観に関する専門的な事項の調査又はある分野に特定した事項を検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員又は委員が指名する職員で構成する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、座長はワーキンググループ員の互選により選任する。
- 4 座長は、ワーキンググループを総括する。
- 5 ワーキンググループの開催は、座長が招集する。
- 6 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名するワーキンググループ員がその職務を代理する。
- 7 座長は必要があると認めるときは、ワーキンググループにグループ員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会及びワーキンググループの庶務は土木建築部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会及びワーキンググループの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

山口県景観形成懇談会設置要綱(平成15年10月1日制定)は、廃止する。

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

山口県景観形成推進協議会 名簿

番号	部局名	課名	役職	備考
1	土木建築部		部次長	
2	総務部	学事文書課	課長	
3		管財課	課長	
4	総合企画部	政策企画課	課長	
5		中山間・地域振興課	課長	
6		市町課	課長	
7	環境生活部	県民生活課	課長	
8		環境政策課	課長	
9		廃棄物・リサイクル対策課	課長	
10		自然保護課	課長	
11	産業労働部	産業政策課	課長	
12	観光スポーツ文化部	観光政策課	課長	
13		観光プロモーション推進室	室長	
14		文化振興課	課長	
15	農林水産部	農林水産政策課	課長	
16		農業振興課	課長	
17		農村整備課	課長	
18		森林企画課	課長	
19		森林整備課	課長	
20		漁港漁場整備課	課長	
21	土木建築部	技術管理課	課長	
22		道路整備課	課長	
23		道路建設課	課長	
24		都市計画課	課長	
25		砂防課	課長	
26		河川課	課長	
27		港湾課	課長	
28		建築指導課	課長	
29		住宅課	課長	
30	企業局	電気工水課	課長	
31	教育庁	教育政策課	課長	
32		学校運営・施設整備室	室次長	
33		義務教育課	課長	
34		高校教育課	課長	
35		地域連携教育推進課	課長	
36	警察本部	会計課	課長	
37		交通規制課	課長	

山口県景観形成市町連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 山口県の景観形成について、地域の実情に精通している市町と緊密な連携を図るため、山口県景観形成市町連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について意見調整するものとする。

- (1) 県土の景観形成の推進に関すること。
- (2) 県土の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、山口県土木建築部都市計画課長及び別表による各市町から選任された景観まちづくり担当者をもって構成する。

2 連絡会議に座長を置き、座長は、山口県土木建築部都市計画課長をもって充てる。

3 座長は連絡会議を総括する。

4 第1項及び第2項に規定される者に支障があるときは、その代理人が出席することができる。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて、座長が招集する。

(事務局)

第5条 事務局を山口県土木建築部都市計画課に置く。

2 事務局は、会議の庶務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月22日から施行する。
 この要綱は、平成17年5月16日から施行する。
 この要綱は、平成18年5月18日から施行する。
 この要綱は、平成19年3月21日から施行する。
 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。
 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

市町名	所属(課)	市町名	所属(課)
下関市	都市計画課	美祢市	建設課
宇部市	都市計画課	周南市	都市政策課
山口市	都市計画課	山陽小野田市	都市計画課
萩市	都市政策課	周防大島町	施設整備課
防府市	都市計画課	和木町	都市建設課
下松市	都市政策課	上関町	企画財政課
岩国市	景観整備課	田布施町	建設課
光市	都市政策課	平生町	建設課
長門市	都市建設課	阿武町	土木建築課
柳井市	建築住宅課		

山口県景観アドバイザー登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成の活動の支援を図るため、良好な景観の保全、形成及び活用について客観的な判断による的確な助言を行う者を山口県景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 アドバイザーとは、第4条の規定による登録を受けた者をいう。

(登録の申請)

第3条 アドバイザーの登録を受けようとする者は、知事に、登録申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(登録)

第4条 知事は、申請者が知事の定める講習を受講しており、かつ、次の各号のいずれかに適合していると認めるときでなければ、登録してはならない。ただし、景観に関する知識及び経験が十分備わっていると知事が認める者については、この限りではない。

- (1) 景観、都市計画、建築、農業、河川、環境デザイン、色彩等の各専門分野において、学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校（専修学校、各種学校を含む）で教育又は研究を行う業務に携わっている者
- (2) 技術士法に基づく建設部門、農業部門、森林部門、環境部門の技術士の資格を有する者
- (3) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者
- (4) 文部科学省が認定しているファッションコーディネーター色彩能力検定の一級に認定された者
- (5) (1)から(4)の各号に掲げる者と同等の能力を有すると特に知事が認める者

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、アドバイザーの登録を受けることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることが無くなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第13条により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

(登録簿)

第6条 知事は、アドバイザーの登録を行った際は、登録簿（別記第2号様式）に氏名、住所、連絡先、専門分野、経歴について記載しなければならない。

(登録事項の変更)

第7条 アドバイザーは、登録申請書の記載事項の内容に変更が生じた場合には、速やかに知事に登録事項変更届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(アドバイザーの公表)

第8条 知事は、アドバイザーの氏名、専門分野を記した図書を県都市計画課、各市町景観行政窓口へ備え付け、県民の閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載するものとする。

(登録の更新)

第9条 登録は、登録又は登録の更新の日から5年以内に更新しなければ、その効力を失う。

2 前項の更新は、知事が定める講習を受講しなければならない。ただし、講習を受講する必要がないと知事が認めた場合には、この限りではない。

(アドバイザーの業務)

第10条 アドバイサーの業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 景観行政団体が行う景観形成活動等に関する助言
- (2) 景観に関するシンポジウム、セミナー等での講演
- (3) ワークショップ等の景観形成活動の企画・運営
- (4) 公共事業等に対する景観に関する評価又は助言

(秘密保持義務)

第 11 条 アドバイザーは、アドバイザーの業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(監督命令等)

第 12 条 知事は、アドバイザーの業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、アドバイザーに対し業務に関し必要な報告を求めることができる。

2 知事は、アドバイザーが前項の規定に基づく報告をしないとき、又はアドバイザーの業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、アドバイザーに対し、アドバイザーの業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消)

第 13 条 知事は、アドバイザーが次の各号に該当する場合は、登録を取り消さなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 号から第 3 号までに掲げる欠格事項のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 第 11 条の規定に反する行為をしたとき
- (3) 第 12 条第 2 項の規定に基づく命令に反したとき
- (4) 著しく公序良俗に反する行為をしたとき

(アドバイザーへの業務依頼)

第 14 条 知事は、アドバイザーに対して、第 10 条の各号に定める業務を依頼することができる。

2 アドバイザーは、業務の依頼があった場合は、業務を引き受けるか否かを通知しなければならない。

3 アドバイザーは、依頼のあった期日に業務を引き受けられない場合、依頼のあった期日の前後 2 週間の範囲で業務を引き受けることが可能な期日を報告しなければならない。

(アドバイザーの市町への派遣)

第 15 条 山口県内の市町は、景観形成活動を行うために、知事にアドバイザーの派遣を申請することができる。この場合、派遣を希望するアドバイザー又はアドバイザーの専門分野を指定することができる。

2 前項の申請は、派遣を希望する目的、期日及び人数を明らかにし、派遣を希望する期日の 2 ヶ月前までに行わなければならない。

3 知事は、第 1 項に基づく申請があった場合、第 14 条で定める手続きにより、アドバイザーに対して業務を依頼するものとする。この場合、知事は、必要に応じて市町とアドバイザーとの調整をすることができる。

4 アドバイザーは業務を行った後に、結果報告書（別記第 4 号様式）を市町経由で知事に提出するものとする。

(講習会)

第 16 条 第 4 条及び第 9 条第 2 項で規定する知事が定める講習会とは、次の各号について県が行う講習会又は県が行う講習会と同等であると知事が認める講習会をいう。

- (1) 景観に係る関係法令に関すること
- (2) 山口県景観ビジョンに関すること
- (3) ワークショップの企画・運営に関すること
- (4) 色彩、デザインに関すること
- (5) (1) から (4) 以外に知事が必要と認めること

(費用弁済)

第 17 条 県は、アドバイザーに対し、予算の範囲内で旅費及び謝金を支給するものとする。

(庶務)

第 18 条 アドバイザーに関する庶務は、土木建築部都市計画課で処理するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

山口県景観アドバイザー登録リスト（五十音順）

番号	氏 名	専 門 分 野
1	鵜 心治（いかるが しんじ）	都市計画、景観設計、まちづくり
2	伊東 丈年（いとう たけとし）	デザイン、美術教育
3	井上 敏雄（いのうえ としお）	建築
4	岩田 真次（いわた しんじ）	一級建築士、インテリアプランナー、民家調査
5	内田 文雄（うちだ ふみお）	建築設計、建築計画/地域計画、まちづくり計画/地域デザイン、都市デザイン/施設、運営計画
6	太田 敦子（おおた あつこ）	建築
7	金子 敦子（かねこ あつこ）	建築設計、民家再生、木造伝統構法の継承
8	熊野 稔（くまの みのる）	地域都市計画、環境デザイン、景観工学、建築設計
9	小山 哲彦（こやま てつひこ）	生活の営みの景観、都市部・歴史的な景観
10	中山 としこ（なかやま としこ）	ワークショップ・ファシリテーター、景観・環境保全プランナー、森林・里山・庭園環境教育、グリーン&ガーデンツーリズムオーガナイザー、オーガニックガーデンプランナー、南半球プランツコーディネーター、庭園史、ヨーロッパ庭園事情、ジャパネスクガーデニング 他
11	沼田 登（ぬまた のぼる）	建築設計、景観評価、民家再生
12	原 和人（はら かずと）	建築
13	三村 夏彦（みむら なつひこ）	建築設計
14	宮川 央輝（みやがわ おうき）	ランドスケープデザイン/ガーデンツーリズム・グリーンインフラ研究 博士(学術)、APEC エンジニア (Env)、技術士 [総監部門、建設部門（都市計画/建設環境/道路/河川海岸）、環境部門（自然環境保全）、農業部門（農村環境）、森林部門（森林土木）]、1級ビオトープ施工管理士
15	三吉 勝也（みよし かつなり）	歴史的建造物修復改修・各種建物設計・施工、一級建築士
16	村越 千幸子（むらこし ちさこ）	建築等 景観形成に関する事
17	村重 保則（むらしげ やすのり）	建築設計・監理
18	山中 信助（やまなか しんすけ）	森林管理、林業
19	山根 満広（やまね みつひろ）	建築設計・監理

山口県景観サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観に興味を持ち、美しいやまぐちづくりを実践する個人又は団体を募り、情報や交流の場を提供することにより、県民の景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 美しいやまぐちづくりとは、県土の良好な景観に気づき（再発見し）、景観として感じ取り、住民・事業者・市町・県が協働して良好な景観を「保全」・「形成」・「活用」しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組むことをいう。

2 山口県景観サポーター（以下「サポーター」という。）とは、景観に興味を持ち、美しいやまぐちづくりを実践し、県が作成するサポーターリストに登載された個人又は団体をいう。

(サポーターの募集とサポーターリストの登載)

第3条 県は、募集要領を作成し、広くサポーターを募集する。

2 県は、別記第1号様式による申請があり、かつ、サポーターリストについて第4条に基づく取扱いがされることについての承諾があった場合は、サポーターリスト（別記第2号様式）に登載する。

3 サポーターは、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに県に変更届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

4 県は、前項による変更届があった場合は、速やかにサポーターリストを修正する。

(サポーターリストの取扱い)

第4条 県は、景観形成活動の促進のためにサポーターリストを使用する。

2 県は、市町又は民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人から、景観形成活動を目的としてサポーターリストの提供申請（別記第4号様式）があった場合は、サポーターリストの写しを提供することができる。

(サポーターへの情報提供)

第5条 県は、サポーターに対して、景観や景観形成活動に関する情報提供を行う。

(セミナー等の開催)

第6条 県は、サポーターが自らの活動を報告できる場、他の地域での活動を知ることができる場、景観に関する知識を習得できる場、サポーター相互の交流を図れる場を得られるように、セミナー等を開催する。

(庶務)

第7条 サポーター制度に関する庶務は、土木建築部都市計画課で処理するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

令和8年版 山口県景観白書

発行日 令和8年10月発行
編集 山口県土木建築部都市計画課
〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-3733

FAX : 083-933-3749

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/keikan/keikantop.html>

mail : a18400_02@pref.yamaguchi.lg.jp

